

保安講習会のご案内

ー危険物取扱者免状をお持ちの方へー

- 危険物取扱者免状の所持者で現に危険物取扱作業に従事している方は、消防法により3年毎に「危険物の保安に関する講習」を受けなければならないことになっています。
- これは、順次改正される消防関係法令や危険物の新しい知識を広めるためのもので、現に危険物の取扱作業に従事している方は、必ずこの講習を受けなければなりません。
- この講習の受講を怠ると危険物取扱者免状の返納を命じられることがあります。
- 該当の方は、一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会、県庁消防保安課又は最寄りの消防本部や消防署へお問い合わせください。

一般社団法人 岡山県危険物安全協会連合会

岡山市北区丸の内2-12-20

内山下ビル3階

電話 (086) 232-4806

URL : <http://www.okakiren.org>

令和6年度 岡山県危険物取扱者保安講習会実施要項

この講習は、消防法第13条の23及び危険物の規制に関する規則第58条の14の規定により、岡山県知事が行う講習であり、次のとおり実施します。

1 受講対象者

危険物取扱者免状（甲種、乙種及び丙種）の交付を受けている者で、製造所等の危険物施設において、危険物の取扱作業（保安監督を含む。）に従事している者です。

2 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

3 講習日時 右欄「岡山県危険物取扱者保安講習会日程表」のとおり

4 受付期間（受付最終日消印有効）

右欄日程表に記載

※受付期間以外に届いた申請書は、原則、申請者負担で返送します。または受付順位を最後といたします。

5 申込方法

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会、消防本部・消防署に備えてある所定の申請書に必要事項（受講票葉書の宛名を含む。）を記入し、5,300円相当額の納付済証シールを貼付して下記あてに送付または持参してください。

・郵送の場合は、封筒に「危険物取扱者保安講習受講申請書」と朱書してください。

郵送先 一般社団法人 岡山県危険物安全協会連合会

(〒700-0823 岡山市北区丸の内2-12-20 内山下ビル3階)

・持参される時は、職員が不在の場合がありますので、来所の前にご一報ください。(TEL 086-232-4806)

6 会場の指定と受講票

- (1) 希望する講習日が定員に達した場合は、希望日を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。受付期間中、随時空席状況を当連合会ホームページ（URL：<http://www.okakiren.org>）でお知らせします。
- (2) 右欄の日程表に記載しているとおり、それぞれの期日までに、受講場所と受講日時を指定した受講票（はがき）を送付します。期日までに受講票が届いていない場合は、至急当連合会までご連絡ください。

7 受講上の注意

- (1) 受講者には、受講証明として危険物取扱者免状に「受講済」の知事印を押印しますので講習日に必ず「危険物取扱者免状」を持参してください。
なお、写真書換等免状の書換が必要な者は、2週間程度手続がかかりますので事前に済ませておいてください。
(注) 写真書換等の業務の窓口は、一般財団法人消防試験研究センター岡山県支部(TEL 086-227-1530)となっています。
- (2) 遅刻・早退・中途退出した場合は、講習終了とは認められません。
また、講習中の携帯電話等の使用や居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習終了と認められない場合があります。
- (3) 本年度においても、新型コロナウイルス対策に伴い、講習日程の中止・変更等が予想されます。中止・変更の場合は、その旨を当連合会ホームページに掲載します。

8 その他

- (1) 講習会場によっては、駐車場が限られている場合があります。駐車場を利用する場合には、それぞれの案内板に従ってください。
- (2) 各自、筆記用具を用意してください。
- (3) 納付済証シールは、県庁・県民局・地域事務所・保健所（別添チラシ参照）で申請書のバーコードを提示し、手数料を支払うことで入手できます。
- (4) 郵送の場合、申請書が届いたか否かの照会は対応できかねます。（特定記録郵便で郵送されると、お手元に引受記録が残りインターネット上で配達状況を確認できます。）
- (5) 受講申請書受理後は、申請書及び貼付された手数料は理由を問わず返却しません。

岡山県危険物取扱者保安講習会日程表

*前期(受付:令和6年5月7日(火)～5月31日(金))※受講票は各講習日の約2週間前までに発送。

| 講習日 | | 講習区分 | 開催場所 | 受講定員 |
|----------|----|------|----------------|------|
| 7月3日(水) | 午前 | A | 赤磐市消防本部 | 50名 |
| | 午後 | C | | 50名 |
| 7月4日(木) | 午前 | A | 岡山ふれあいセンター | 260名 |
| | 午後 | C | | 260名 |
| 7月5日(金) | 午前 | A | 岡山ふれあいセンター | 260名 |
| | 午後 | C | | 260名 |
| 7月9日(火) | 午前 | B | くらしき健康福祉プラザ 5階 | 200名 |
| | 午後 | B | | 200名 |
| 7月10日(水) | 午前 | A | くらしき健康福祉プラザ 5階 | 200名 |
| | 午後 | C | | 200名 |
| 7月11日(木) | 午前 | B | くらしき健康福祉プラザ 5階 | 200名 |
| | 午後 | B | | 200名 |
| 7月12日(金) | 午前 | C | くらしき健康福祉プラザ 5階 | 200名 |
| | 午後 | A | | 200名 |
| 7月16日(火) | 午前 | B | くらしき健康福祉プラザ 5階 | 200名 |
| | 午後 | B | | 200名 |
| 7月22日(月) | 午前 | C | 赤磐市立西山公民館 | 40名 |
| | 午後 | C | | 40名 |
| 7月24日(水) | 午前 | A・C | 落合総合センター | 150名 |
| 7月25日(木) | 午前 | A | 美作市消防本部 | 60名 |
| | 午後 | C | | 60名 |

*後期1(受付:令和6年7月1日(月)～7月26日(金))※受講票は各講習日の約2週間前までに発送。

| 講習日 | | 講習区分 | 開催場所 | 受講定員 |
|----------|----|------|----------------|------|
| 8月29日(木) | 午前 | A | 美作大学 | 140名 |
| | 午後 | C | | 140名 |
| 8月30日(金) | 午前 | A | 美作大学 | 140名 |
| | 午後 | C | | 140名 |
| 9月5日(木) | 午前 | A・C | 井原消防署研修室 | 60名 |
| | 午後 | A・C | | 60名 |
| 9月6日(金) | 午前 | A・C | 新見市役所南庁舎3階大会議室 | 50名 |
| | 午後 | A・C | | 50名 |
| 9月18日(水) | 午前 | A・C | 瀬戸内市消防本部 | 50名 |
| | 午後 | A・C | | 50名 |
| 9月19日(木) | 午前 | A | 笠岡市民会館 | 90名 |
| | 午後 | C | | 90名 |
| 9月26日(木) | 午前 | A・C | 東備消防組合消防本部 | 100名 |
| | 午後 | A・C | | 100名 |
| 9月27日(金) | 午前 | A・C | 高梁総合文化会館 | 60名 |
| | 午後 | A・C | | 60名 |

*後期2(受付:令和6年7月1日(月)～8月23日(金))※受講票は各講習日の約2週間前までに発送。

| 講習日 | | 講習区分 | 開催場所 | 受講定員 |
|-----------|----|------|------------|------|
| 10月2日(水) | 午前 | A・C | 玉野市消防本部 | 80名 |
| | 午後 | A・C | | 80名 |
| 10月23日(水) | 午前 | A | 総社市消防本部 | 100名 |
| | 午後 | C | | 100名 |
| 10月24日(木) | 午前 | A | 岡山ふれあいセンター | 260名 |
| | 午後 | C | | 260名 |

*講習区分対象者について

- A: 給油取扱所, 移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)従事者
- B: 石油コンビナートなど大規模な危険物施設(製造所等)従事者
- C: 上記A, B以外の一般事業所従事者等

***講習時間等について**

| | 受付時間 | 講習時間 |
|------|-------------|-------------|
| 午前の部 | 9:10~9:30 | 9:30~12:30 |
| 午後の部 | 13:10~13:30 | 13:30~16:30 |

○消防法第13条の23（危険物取扱者講習）

製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、総務省令（危険物の規制に関する規則第58条の14）で定めるところにより、都道府県知事が行なう危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。

○危険物の規制に関する規則第58条の14（講習）

1 法第13条の23の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内に講習を受けなければならない。

ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に講習を受けることをもって足りるものとする。

2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

3 （略）

参考（申請書持参の場合）

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会の所在地

業務時間：月～金 9:00～16:30（日、祝日、年末年始（12/29～1/4）は休み）

